

国土交通省の政策評価

(令和9年度予算概算要求等関係)

令和8年8月

国 土 交 通 省

令和 9 年度予算概算要求等に係る評価について

1. 個別公共事業評価 1

令和 9 年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、政府予算案の閣議決定時に個別で予算措置を公表する事業等について評価を実施。

新規事業採択時評価（2 件）

再評価（5 件）

2. 個別研究開発課題評価 4

令和 9 年度の予算概算要求に係る個別研究開発課題について評価を実施。

事前評価（8 件）

3. 租税特別措置等に係る政策評価 6

令和 9 年度税制改正要望にあたって、租税特別措置等について評価を実施。

事前評価（5 件）

事後評価（4 件）

1 個別公共事業評価

1. 個別公共事業評価の概要について

個別公共事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために実施している。

(評価の対象)

国土交通省においては、維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価及び今後の対応の判断に資する完了後の事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。

(第三者の知見活用)

評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴取している。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないものとしている。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（令和6年3月策定）及び令和8年度国土交通省事後評価実施計画（令和8年6月3日変更）に基づき、令和9年度予算概算要求にあたって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業等について、表1のとおり新規事業採択時評価2件、表2のとおり再評価5件を実施した。これらの評価結果及び個々の事業評価の詳細な内容については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

評価書

(https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html)

事業評価カルテ検索

(<https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク

(https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

表1

○新規事業採択時評価

(官庁営繕事業)

1	網走地方合同庁舎(北海道)
2	鳴門地方合同庁舎(徳島県)

表2

○再評価

(ダム事業)

1	幾春別川総合開発事業(北海道)
2	利賀ダム建設事業(富山県)
3	大戸川ダム建設事業(滋賀県)
4	本明川ダム建設事業(長崎県)
5	思川開発事業(栃木県)

2 個別研究開発課題評価

1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施している。

国土交通省の研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了時評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を実施することとしている。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）を踏まえ、研究開発の特性に応じて、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価する。

（第三者の知見活用）

評価にあたっては、その公正さを高めるため、個々の課題ごとに、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家による外部評価を活用することとしている。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（令和6年3月策定）に基づき、令和9年度予算概算要求に係る事前評価を表3のとおり8件実施した。これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html

○事前評価

1	人と自動/遠隔施工ロボットが協調する情報共有基盤技術の開発
2	大規模土砂災害発生後の複合災害に備えた効率的・効果的な初動対応策確立のための研究
3	施工現場のユニバーサルデザイン化を促進する遠隔施工技術の研究～多様な人材が活躍可能なオペレーション環境の構築～
4	火災後にも活用可能とする中・大規模木造建築物の主要構造部の残存性能評価手法の開発
5	直下型地震における中低層鉄骨造の機能継続を確保するための性能評価手法の開発
6	実績データを活用した既存オフィスビル等のエネルギー消費性能評価手法の開発
7	コミュニティレベルでの暑熱対策まちづくり支援技術に関する研究
8	港湾における浸水リスクの確率評価手法の開発

3 租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（令和6年3月策定）及び令和8年度国土交通省事後評価実施計画（令和8年6月3日変更）に基づき、令和9年度税制改正要望にあたって、表4のとおり5件（国土交通省主管分）の事前評価を実施するとともに、4件（国土交通省主管分）の事後評価を実施した。

これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html

表 4

○事前評価（国土交通省主管分）

1	政府が出資する港湾運営会社の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設	港湾局
2	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長等	都市局
3	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	国土政策局
4	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	国土政策局
5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円の特別控除の延長	都市局

○事後評価（国土交通省主管分）

1	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除	不動産・建設経済局
2	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合)	不動産・建設経済局
3	所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置	不動産・建設経済局
4	熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置（被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例）	都市局